

(様式第1号)

平成19年度第2回 芦屋市立図書館協議会 会議録

日 時	平成19年11月13日(火) 10:00~12:00
会 場	図書館本館2階 小集会室
出 席 者	委員長 市川 真文 委員長代理 信岡 利英 委員 梓 加依 委員 大竹 恵子 委員 北里 佐和子 委員 渡辺 宏子 欠席委員 河村 照子 欠席委員 前川 耕造 事務局 大西 和昭 事務局 二川 幸広 事務局 細井 良幸
事務局	社会教育部 図書館
会議の公表	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 図書館運営の現状について(図書館から報告)
  - ・平成18年度年報
  - ・平成18年度決算及び平成20年度当初予算要求の状況
  - ・インターネット予約の利用状況
- (2) 芦屋市立図書館資料収集要綱(案)について(協議)
- (3) 指定管理者制度の検討について(協議)

2 提出資料

- 資料1 平成18年度年報 市ホームページへの掲載は省略
- 資料2 平成18年度決算状況
- 資料3 平成20年度当初予算要求状況
- 資料4 利用状況の前年度比較(図書館全体)
- 資料5 利用状況の前年度比較(本館, 打出分室, 大原分室)
- 資料6 芦屋市立図書館資料収集要綱(案)

3 審議経過

開会

(1) 図書館運営の現状について

事務局から、平成18年度は、本館の祝日開館実施及び大原分室の夜間開室試行などを経るなかで、年次統計では蔵書冊数、利用人数、利用冊数とも前年より増加している動向を報告。

また、決算及び予算については、対前年度比較の概要ならびに図書費の増額努力について説明。

インターネット予約に関しては、同予約開始により予約件数が増加している状況及びその増加分がそのまま貸出件数増に結びついている状況を報告。

(市川委員長)以上の3点の現況について、お気づきの点や質問があればお願いします。

(信岡委員長代理)前年度予算の工事内容は何ですか。

(事務局大西)利用が低調だった閲覧室を間仕切り，リフレッシュルームを設置したことと，館内で利用者自身が持ち込んだコンピューターを使用できるようにLAN環境を整備しました。

また，閲覧室間仕切りで余ってきた閲覧机は，1階開架フロアに配置することで調べものをしやすくし，リフレッシュルーム新設と合わせて，滞在型図書館の一翼を整備しました。

(渡辺委員)閲覧室の存在は，利用者に周知されているのですか。

(事務局大西)利用者は固定されている傾向がありますが，一定の周知はされていると思います。

(渡辺委員)マスコミ報道で，閲覧室の存在が，全体の利用を押し上げると報道されていました。

(市川委員長)平成18年度決算の資料は，前年度決算との比較資料となっていて，対予算比較ではないが，当初予算の範囲内ということで良いのですか。

(事務局大西)高齢者向けの資料充実を目的とする寄附金2百万円及びそれに対応する図書費を増額補正していますが，それ以外は当初予算の範囲内です。

(市川委員長)本館の運営業務一部委託について，人数や従事日数などの仕様はどのようなものですか。

(事務局大西)年間の日曜日約50日と祝日約12日について，委託業務従事者2名を配置しています。但し，職員と従事者が混在していると，偽装請負と看做される可能性もあることから，来年度は配置方法の見直しも考えています。

(市川委員長)大原分室の運営業務委託料が増えてきている理由は何ですか。

(事務局大西)平成19年度から，従来は閉室日であった日曜日及び一部の祝日を開室するようにしたことによります。

(信岡委員長代理)図書館の駐車料金徴収について，図書館利用者と利用者以外のものを区分するのは難しいですか。利用者以外の利用は多くあるのですか。

中央公園の利用者が，図書館の駐車場を使えば良いと話しているのを聞いたことがあったもので。

(事務局大西)中央公園で野球をされる方が駐車していることはあります。一時的に満車となり本来の利用者にお待ち頂いたりしていますが，恒常的な大きな支障とはなっていません。

(市川委員長)大きな問題となっていなければ良いのですが，利用者か否かで差をつけるなどの方法もあり得ます。

(信岡委員長代理)貸出券所持の有無などはどうでしょうか。

(事務局大西)一定時間を超えると高くなるなど料金設定を変える方法がありますが，図書館利用者にも影響を与えることになります。市の見直し施策を踏まえ，近隣の状況等を勘案していくこととしています。

(大竹委員)苦情はないのですか。

(事務局大西)野球のユニフォーム姿を見かけられた利用者の方からは苦情が入りません。

(梓委員)他市の公民館では，一旦入館して駐車許可のプレートを受け取り，車両に掲げておくという方法と注意書きによる周知で，本来の利用者以外の利用を減らした事例があります。

(事務局大西)満車で待ち時間が長くなり過ぎたり，頻発するようであれば考えていきます。

(市川委員長)図書費は毎年増加傾向にあるということで良いですか。

(事務局大西)そうです。また，他の予算費目の不用額を充てることなどで暫時増加を図っています。

(事務局大西)インターネット予約に関して追加説明をいたしますと，芦屋市の場合には，貸出中ではなく書架に並んでいる在架図書についてインターネット上で予約は出来ません。

先行している他市では在架図書についての予約も可能ですが，在架図書を予約可能にすると予約件数が従来の2～3倍増加するようです。

芦屋市では50%増加しましたが，2～3倍となると，受け取り希望館へ図書を流通させる物流コストや，書架から該当図書を引き揚げてくる際の人的コスト上昇を考えざるを得ず，現在のところ慎重な対応をとっています。

(渡辺委員)受け取りはどこでも出来るのですか。

(事務局大西)出来ます。

(信岡委員長代理)相当なマンパワーが必要になることは間違いないことと思います。

(渡辺委員)インターネット予約は，高齢者が使い難いなどの傾向はありませんか。

(事務局大西)数値としての把握は出来ていませんが，概ねそういうことは言えるかもしれません。但し，高齢の方でインターネットをお使いになる方も多いです。

(市川委員長)導入後半年も経っていないので，引き続き状況をみて検討していくことでいかがでしょう。

## (2)芦屋市立図書館資料収集要綱(案)について

事務局大西から，前回提示した案からの追加変更点として，規定内容を明確にするため法制部局と調整した結果の文言等の修正，前回の議論を踏まえ選書組織についての規定を追加したことを説明。

(市川委員長)この場で，図書館協議会として，これを可とするかどうか決定するというところでよろしいか。

(事務局大西)そのように協議願います。

(大竹委員)前回の議論ではオーディオ・ビジュアル資料については縮小していくとのことでしたが，録音図書についてはどうなるのですか。

(事務局大西)オーディオ・ビジュアル資料は，視聴覚ライブラリも含めて，縮小廃止していく考えに変わりはありませんが，一般の資料を利用しにくい方のための録音図書類についての縮小は考えていません。図書館としても新潮CDを新たに購入するなどの手立てを行なっています。

(大竹委員)録音図書は，周知不足もあって利用数が伸びていません。存在自体を知らない人も多く，PRの必要性を感じています。

(渡辺委員)平成18年度統計では，点字・録音図書の利用が伸びて嬉しく思っていたところです。一方，なかなか周知できないのもそのとおりだと思います。

(事務局大西)利用者は限られていますが，ハンディキャップがある利用者のためには，全国的なネットワークが構築され，それを利用した件数が増加しています。

PRを含めて利用拡大を図っていくのはこれからの課題です。今後は、総合福祉センターが隣接して整備される計画もあり、さらに検討していきたいと考えています。

(信岡委員長代理) PRのためには、必要な個人情報が入手できれば効率的だと思いますが、最近では災害対応用であっても個人情報は手に入れにくい状況です。

プライバシー保護に配慮しながらも、該当者へ情報をお知らせできるような、関係部署との連携も検討すべきだと考えます。

(大竹委員) 視覚障がいであれば、盲人協会に加入していると良いのですが。

(信岡委員長代理) 障がいのある方はもちろん、高齢の方にもニーズはあると思います。市広報を活用するなど、地道な努力をもう工夫して良い方法を考えるべきです。

(渡辺委員) 周りの人に対して、みんなが優しい気持ちで応援できると良いのですが。

(市川委員長) いまの話と収集要綱を結びつけると、ハンディキャップのある人についての収集を別立てにする必要があるのか否かということになりますが、原案の規定では第2条第2項第2号を活かすことが出来ます。

これは該当者を軽視しているということではなく、当然あるべきものとして認識したうえで、特に積極的・具体的な取り組みを予定しているのでなければ、基本原則にある方が穏当と考えるものです。

(事務局大西) 要綱より下位の収集方針には点字・録音資料の収集を明示していますので、要綱レベルでは委員長のおっしゃられたとおりに考えて頂ければと思います。

(市川委員長) 第6条に追加した選書会議は、一般に公開される機関に該当するのですか。

(事務局大西) 内部会議ですので該当しません。但し、公開することは可能です。

(市川委員長) 公開するといろいろな意見が出てきますし、非公開となると恣意的ではないかと指摘される。公開する心づもりもあるなか、情報公開を考えると記録を残す必要も出てきて難しいところです。自分が読みたい本が選択されるか否かという主観が伴う。

(梓委員) 情報公開を逆手に取っているものとも思えますが、法的には問題ないなか、公開規定を入れるかどうかにあたっては慎重に検討しなければいけません。引がかかる人は、館長が指名する職員で構成することも問題にするでしょう。

(市川委員長) 図書館協議会としては、提案どおりの内容で承認することとしますが、いかがですか。

<一同異議無く承認>

### (3) 指定管理者制度の検討について

(市川委員長) 指定管理者に関する図書館協議会としての意見の取りまとめ期限は、いつまでと考えたら良いですか。

(事務局大西) 市の行革実施計画に項目があり、来年度中に方向性を決めることになっています。ただ、来年度を待たず、今回にでも意見が出尽くすようであれば、両論併記も含めて取りまとめ、教育委員会等へ上げていきたいと思えます。

時期的には、早ければ今年度中にとともに考えています。

(市川委員長)それでは、中間報告的なものは、今年度中にも要ると考えたら良いですね。協議時間が限られているなか、文案をこの場で練るわけにもいかないので、図書館協議会として協議した前回と今回の内容をその報告書に盛り込むこととしたいが、意見の羅列であっても良いし、経過報告として結論づけを行わない方法でも良いと思います。

(事務局大西)了解しました。事務局でまとめて、各委員へ返すようにします。

(信岡委員長代理)今回の事前配布資料にある北九州市の事例は、導入事例ですので数字の裏づけが明確で迫力があります。

一方、箕面市の資料は、漠然としていて具体性に乏しい。但し、私は個人的に北九州市の地域の実情を知っていますが、北九州市の例を中央館1館の芦屋市に当てはめるのは難しいと思います。

(梓委員)住民の意識の違いもあると思います。私は北九州市のことは分かりませんが、箕面市は、図書館に限らず住民が行政に関わってやっていこうという意識が非常に高いところです。具体的には、高齢者の方への休息スペースが必要なら喫茶室をつくって運営支援まで自分たちでやってしまおうということなどで、街を一緒につくっていこうとする意気込みがあります。

行政と対立するのではなく、一緒にやっていこうという住民のエネルギーです。

(大竹委員)芦屋市では、そこまで出来ないのでは。

(渡辺委員)住民は図書館に何を求めているかを掴むことが重要だと思います。

その結果、指定管理者だということになれば、指定管理者を監督する機能があれば良いということになります。何と云っても財政上の効果が大きく、また芦屋市の状況では財政効果は不可欠とされています。

(信岡委員長代理)芦屋市でも市民活動センターが立ち上がって、これから市民の力を活かせるようにしようとしているところです。まだまだ横の連携がとりにくい状況ではありますが。

指定管理について言えば、変わりつつある芦屋の芦屋らしさを考えると、導入は時期尚早だと思います。民間は、結局収益の話になります。

(梓委員)指定管理者導入の失敗事例はないのですか。財政上のことだけで委託するととなると、本来提供すべき、市民に保障すべき、図書館の在るべき姿が分からなくなります。

(渡辺委員)大原分室の委託について、図書館ではどう考えているのですか。

(事務局大西)指定管理者制度の目的は、各施設の設置目的に則して、サービスの向上及び運営の効率化を図ることにあります。

財産を効果的に使っていくことは直営であっても同じで、効率化は避けられませんかから一部委託は行なっています。

一方、指定管理者は丸投げになるので、受け手の市場が成熟しているか否かも重要になります。保育所などと異なり、図書館の導入率は導入予定も含めて全国で4.4%に過ぎず、まだまだ継続性、安定性は未知数です。

(市川委員長)箕面市の意見書は、市財政についての記載が少ないので、骨子とはかく、芦屋市に当てはまるかどうか分かりませんが、そもそも指定管理者制度は、現在の決算額から経費をどれだけ圧縮できるかが目的の一つで、圧縮できる経費の大きなものは人件費です。

サービス向上も目的の一つであると考え、少なくとも現在のサービス水準の維持は前提となるなかで、人件費の圧縮幅が芦屋市財政にとっては是非でも必要な効果額となるのかどうかのシュミレートが必要です。

(梓委員)人件費は低水準にせざるを得ません。となると人が変わる可能性が高くなり、サービス低下につながっていきます。

(市川委員長)数値的なものがないと、財政当局と具体的・実質的な話が出来ないことを心得ておく必要があります。

北九州市は、館数が多いなか指定管理者制度を導入しましたが、芦屋市は中央館プラス分室で運営しています。中央館を指定管理にすると、どこが指定管理者をコントロールするのか、教委事務局がするのか、出来るのかということも課題となります。

図書館運営の長期的な計画や企画、戦略は、必ずどこかが作らなくてはなりません。それを図書館以外の部署が行うことは、スリムな行政ということになるのかという視点も必要です。

それらを踏まえつつ、公的な施設として一貫して安定した運営は不可欠であることが明確にならなければなりません。

(梓委員)財政上のメリットの比較は重要だと思います。

(信岡委員長代理)民間に任せただけに、投げ出されたら困ります。そこで、安定性を重視した委託仕様にしようとする、従事者の継続性にも触れた非常に注文の多い仕様にせざるを得ないということになります。

(事務局大西)中央館をコントロールタワーとして直営で残しておくのは一つの流れとなっています。

これから指定管理者制度を導入する神戸市においても同様です。

(信岡委員長代理)人的には縮小となるのですか。

(事務局大西)正規職員と臨時職員などで混在していたものを、正規職員は中央館に集め、指定管理者は分館を受け持つという方法が主流です。

(信岡委員長代理)分館がたくさんあるようなところではメリットが出せるわけですね。

(事務局大西)一方、明石市では、教委事務局がコントロールの拠点になっています。

(梓委員)明石市も指定管理者制度が始まったところで、財政上の効果はまだ検証されていないと思っています

(市川委員長)サービス向上面では、これから新たに何が出来るのか。それは直営では出来ないのか。財政論議ではなく、サービス向上策としての導入検討も意義があるかも知れません。

新たに図書館を設置しようとする場合であれば、運営のノウハウが無いので指定管理者を導入するメリットがありますが、既に運営ノウハウが備わっている芦屋市ではどうかという面も考える必要があります。

(事務局大西)図書館としても、学校との連携などの企画面が弱くなるリスクは懸念しています。また、直轄の嘱託職員の人件費と委託料を比べると、時間当りの単価はほぼ同額ですので、従事者の賃金はさらに低いということになります。

(梓委員)安定した人材という点では問題が多いと思います。

(信岡委員長代理)何と言っても全国の導入率が約4%では普及しているとは言え

ません。

(梓委員)また、指定管理期間が3年では、やっと軌道に乗せれるかどうかだと思います。受け手側も行政側も試行中だと思います。

(信岡委員長代理)中心部分が必要なことは間違いのないわけで、1館しかない芦屋での指定管理は難しい。また、導入を急ぐとそれがベストなことかどうか分かりません。慎重過ぎると言われるかも知れないが、成功事例、失敗事例を見てから判断したいというのが気持ちです。

(市川委員長)また、入場料金の徴収業務などと異なり、図書館には個人情報があります。図書の貸出業務は、個人の思想を掌握できるものでもあるということです。これは、公的な立場で入手した情報であって本来は公務員が取り扱うべきものです。

もちろん指定管理者に情報保護の規制をかけるのも間違いのないところですが、3年から5年のスパンで受託者が入れ替わる場合もありうるなか、将来的にも保障されるのかという点を芦屋市としてどう考えるのが整理しておく必要があります。

(梓委員)それについては、法的な整備も行なわれていません。

(事務局大西)現在のところでは、仕様によって個人情報を保護することになります。

(市川委員長)一部委託や市民ボランティアの活用と、指定管理者では主体の在りどころが異なることを認識したうえで導入の適否を判断していくことが必要です。

(梓委員)単に財政面だけで捉えることなく、本日の議論で課題の中核は見えてきたと思います。

(市川委員長)それでは、前回の議論も踏まえ、審議経緯ということで、事務局でまとめてもらうようお願いします。

閉会